資料１

水第１４５５号

令和５年７月21日

神奈川県内水面漁場管理委員会会長

井貫晴介　様

神奈川県知事

第５種共同漁業の免許申請について（諮問）

令和５年５月17日付けで内水面漁場計画を公表し、免許の申請期間を公示したところ、別添のとおり、相模川漁業協同組合連合会ほか４組合から共同漁業の免許申請がありましたので、漁業法第171条第４項で準用する漁業法第70条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

神奈川県内水面
漁場管理委員会
内管委
2023. 7.21
第　号
収受印

資料１

第５種共同漁業権免許申請内容の審査について

１　申請状況

項目	根　拠　等	確認状況等	審査結果	備考
申請書類	・漁業権の免許、免許すべき者の決定及び休業中の許可に係る審査基準 ・漁業権免許申請手続き等説明会資料	・申請書（手数料 3,700 円） ・総会(総代会)議事録 ・登記事項証明書 ・年間の計画増殖量(別紙２) ・組合員等の世帯数等調査 ・組合員の世帯数調書 ・氏名住所一覧 ・事業計画書	適	別紙１
免許申請決議	水産業協同組合法第 50 条	総会により総組合員の半数以上の出席でその議決権の３分の２以上の多数により可決されている。	適	
免許すべきものの決定	漁業法第 73 条第２項第１号	２水管第 499 号に即して審査	適	別紙３

２　根拠法令

漁業法（抄）

（漁業の免許）

第六十九条　漁業権の内容たる漁業の免許を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に申請しなければならない。

２　前項の免許を受けた者は、当該漁業権を取得する。

（海区漁業調整委員会への諮問）

第七十条　前条第一項の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

（免許をしない場合）

第七十一条　次の各号のいずれかに該当する場合は、都道府県知事は、漁業の免許をしてはならない。

一　申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。

二　海区漁場計画又は内水面漁場計画の内容と異なる申請があつたとき。

三　その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがあるとき。

四　免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき。

（免許についての適格性）

第七十二条　個別漁業権の内容たる漁業の免許について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

一　漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。

二　暴力団員等であること。

三　法人であつて、その役員又は政令で定める使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものであること。
四　暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。
2　団体漁業権の内容たる漁業の免許について適格性を有する者は、当該団体漁業権の関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又は漁業協同組合連合会であつて、次の各号に掲げる団体漁業権の種類に応じ、当該各号に定めるものとする。
一　現に存する区画漁業権の存続期間の満了に際し、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該現に存する区画漁業権とおおむね等しいと認められるものとして設定される団体漁業権　その組合員（漁業協同組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合の組合員）のうち関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの
二　団体漁業権（前号に掲げるものを除く。）　その組合員（漁業協同組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合の組合員）のうち関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業（海面における漁業のうち総トン数二十トン以上の動力漁船を使用して行う漁業以外の漁業をいう。以下この条及び第百六条第四項において同じ。）を営む者（河川以外の内水面における漁業を内容とする漁業権にあつては当該内水面において一年に三十日以上漁業を営む者、河川における漁業を内容とする漁業権にあつては当該河川において一年に三十日以上水産動植物の採捕又は養殖をする者。以下この号及び第五項において同じ。）の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの
3　前項の規定により世帯の数を計算する場合において、当該漁業を営む者が法人であるときは、当該法人（株式会社にあつては、公開会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第五号に規定する公開会社をいう。）でないものに限る。以下この項において同じ。）の組合員、社員若しくは株主又は当該法人の組合員、社員若しくは株主である法人の組合員、社員若しくは株主のうち当該漁業の漁業従事者である者の属する世帯の数により計算するものとする。
4　第二項の規定は、二以上の漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が共同してした申請について準用する。この場合において、同項中「その組合員」とあるのは「それらの組合員」と、「その会員」とあるのは「それらの会員」と読み替えるものとする。
5　第二項第一号に掲げる団体漁業権の関係地区内に住所を有し当該団体漁業権の内容たる漁業を営む者を組合員とする漁業協同組合若しくはその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会が同号に定める漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会に対して当該漁業の免許を共同して申請することを申し出た場合又は同項第二号に掲げる団体漁業権の関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者を組合員とする漁業協同組合若しくはその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会が同号に定める漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会に対して当該漁業の免許を共同して申請することを申し出た場合には、申出を受けた漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、正当な事由がなければ、これを拒むことができない。
6　第二項（第四項において準用する場合を含む。）の規定により適格性を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が団体漁業権の内容たる漁業の免許を受けた場合には、その免許の際に当該団体漁業権の関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者であつた者を組合員とする漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会は、都道府県知事の認可を受けて、当該免許を受けた漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に対し当該団体漁業権を共有すべきことを請求することができる。この場合には、第七十九条第一項の規定は、適用しない。
7　前項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。
8　漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が第一種共同漁業又は第五種共同漁業を内容とする共同漁業権を取得した場合においては、海区漁業調整委員会は、当該漁業協同組

合又は漁業協同組合連合会と関係地区内に住所を有する漁業者（個人に限る。）又は漁業従事者であつてその組合員（漁業協同組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合の組合員）でないものとの関係において当該共同漁業権の行使を適切にするため、第百二十条第一項の規定に従い、必要な指示をするものとする。

（免許をすべき者の決定）

第七十三条　都道府県知事は、第六十四条第六項の申請期間内に漁業の免許を申請した者に対しては、第七十一条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、免許をしなければならない。

２　前項の場合において、同一の漁業権について免許の申請が複数あるときは、都道府県知事は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者に対して免許をするものとする。

一　漁業権の存続期間の満了に際し、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該満了する漁業権（以下この号において「満了漁業権」という。）とおおむね等しいと認められるものとして設定される漁業権について当該満了漁業権を有する者による申請がある場合であつて、その者が当該満了漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用していると認められる場合　当該者

二　前号に掲げる場合以外の場合　免許の内容たる漁業による漁業生産の増大並びにこれを通じた漁業所得の向上及び就業機会の確保その他の地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者

（内水面漁場管理委員会）

第百七十一条　都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。ただし、その区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖の規模が著しく小さい都道府県（海区漁業調整委員会を置くものに限る。）で政令で定めるものにあつては、都道府県知事は、当該都道府県に内水面漁場管理委員会を置かないことができる。

２　内水面漁場管理委員会は、都道府県知事の監督に属する。

３　内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。

４　この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。ただし、第一項ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かない都道府県にあつては、当該都道府県の知事が指定する海区漁業調整委員会が行う。

漁業法施行規則

（漁業の免許の申請）

第二十五条　法第六十九条第一項の漁業の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一　申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二　申請に係る漁業権の内容

三　その他参考となるべき事項

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　申請者が個人である場合には、住民票の写し又はこれに類するものであって氏名及び生年月日を証する書類

二　申請者が法人である場合には、定款及び登記事項証明書

三　事業計画書

四　法第七十二条第一項第二号から第四号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面

五　法第七十二条第二項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面
六　申請者が漁業協同組合又は漁業協同組合連合会である場合には、漁業権の得喪又は変更を議決した総会（総会の部会及び総代会を含む。）の議事録の抄本
七　その他都道府県知事が必要と認める書類

令和５年度　共同漁業免許申請書内容審査一覧表

別紙1

漁業権の公示番号	申請者		県受付月日	申請書正・副	手数料	登記簿			総会の議事録					世帯数等調書	事業計画書	備考
	住所	名称				名称	住所	代表者名	通知日	開催日	正組合員数(総代数)	出席した正組合員数(総代数)	議決			
内共第１号	愛甲郡愛川町半原914-3	相模川漁業協同組合連合会	7月7日	○	○	○	○	○	6月7日	6月27日	5	5	○	1542	○	
内共第２号	愛甲郡愛川町半原914-3	相模川漁業協同組合連合会	7月7日	○	○	○	○	○	6月7日	6月27日	5	5	○	128	○	
内共第３号	小田原市桑原 862-2先	酒匂川漁業協同組合	7月6日	○	○	○	○	○	6月21日	7月2日	97	89	○	814	○	
内共第４号	足柄下郡箱根町大平台 596	早川河川漁業協同組合	6月29日	○	○	○	○	○	5月30日	6月22日	174	115	○	156	○	
内共第５号	足柄下郡箱根町箱根 561	芦之湖漁業協同組合	6月29日	○	○	○	○	○	6月2日	6月22日	78	54	○	68	○	
内共第６号	足柄下郡湯河原町土肥 6-2-1	湯河原観光漁業協同組合	7月7日	○	○	○	○	○	6月14日	6月28日	88	72	○	88	○	

申請のあった漁業権者の計画増殖量

別紙２

増殖対象種（漁業名）	増殖方法	計画増殖量																	
		内共第１号			内共第２号			内共第３号			内共第４号			内共第５号			内共第６号		
		R５	H25	－	R５	H25	－	R５	H25	－	R５	H25	－	R５	H25	－	R５	H25	－
ひめます	種苗放流			尾			尾			尾			尾	30,000	50,000	尾			尾
				kg			kg			kg			kg	150	250	kg			kg
やまめ	種苗放流	50,000	50,000	尾	6,000	6,000	尾	5,000	5,500	尾	3,750	2,500	尾	50,000	50,000	尾	1,000	800	尾
		2,575	2,750	kg	115	115	kg	300	400	kg	300	240	kg	500	500	kg	100	100	kg
	産卵床造成（一部切替）			箇所			箇所			箇所			箇所			箇所			箇所
				m^2			m^2			m^2			m^2			m^2			m^2
	（換算放流数）			尾			尾			尾			尾			尾			尾
				kg			kg			kg			kg			kg			kg
にじます	種苗放流	8,000	8,000	尾	1,500	1,500	尾	1,000	600	尾	6,300	6,300	尾	60,000	100,000	尾		700	尾
		800	800	kg	150	150	kg	150	60	kg	1,200	900	kg	6,000	10,000	kg		150	kg
ブラウントラウト	種苗放流			尾			尾			尾			尾	20,000	40,000	尾			尾
				kg			kg			kg			kg	400	800	kg			kg
いわな	種苗放流	600	600	尾	500	500	尾	300	300	尾			尾	10,000	10,000	尾			尾
		60	60	kg	50	50	kg	30	30	kg			kg	100	100	kg			kg
	産卵床造成（一部切替）			箇所			箇所			箇所			箇所			箇所			箇所
				m^2			m^2			m^2			m^2			m^2			m^2
	（換算放流数）			尾			尾			尾			尾			尾			尾
				kg			kg			kg			kg			kg			kg
あゆ	種苗放流	1,300,000	1,294,700	尾			尾	180,000	200,000	尾	320,000	232,000	尾			尾	20,000	60,000	尾
		11,000	11,000	kg			kg	4,000	4,500	kg	800	930	kg			kg	200	400	kg
	産卵床造成（一部切替）	2	2	箇所			箇所	1	1	箇所			箇所			箇所			箇所
		19,000	4,800	m^2			m^2	3,600	3,600	m^2			m^2			m^2			m^2
	（換算放流数）	2,960,000	748,000	尾			尾	561,600	561,600	尾			尾			尾			尾
		8,906	2,250	kg			kg	2,808	2,808	kg			kg			kg			kg
うぐい	産卵床造成	12	12	箇所			箇所	4	4	箇所	10	10	箇所	2	2	箇所			箇所
		384	384	m^2			m^2	800	800	m^2	500	500	m^2	180	180	m^2			m^2
	（換算放流数）	3,456,000	3,456,000	尾			尾	7,200,000	7,200,000	尾	4,500,000	4,500,000	尾	1,620,000	1,620,000	尾			尾
		3,456	3,456	kg			kg	7,200	7,200	kg	4,500	4,500	kg	1,620	1,620	kg			kg
おいかわ	産卵床造成	6	6	箇所			箇所	4	4	箇所	3	3	箇所	2	2	箇所			箇所
		192	192	m^2			m^2	800	800	m^2	60	60	m^2	180	180	m^2			m^2
	（換算放流数）	74,880	74,880	尾			尾	312,000	312,000	尾	23,400	23,400	尾	70,200	70,200	尾			尾
		5	5	kg			kg	312	312	kg	2	2	kg	7	7	kg			kg
ふな	種苗放流	75,000	44,000	尾			尾	320	450	尾			尾	2,178	2,095	尾			尾
		11,000	11,000	kg			kg	100	150	kg			kg	635	635	kg			kg
	又は																		
	産卵床造成			箇所			箇所			箇所			箇所	2	2	箇所			箇所
				m^2			m^2			m^2			m^2	3.24	3.24	m^2			m^2
	（換算放流数）			尾			尾			尾			尾	1,238	1,238	尾			尾
				kg			kg			kg			kg	6.19	6.19	kg			kg
こい	種苗放流			尾			尾			尾			尾			尾			尾
				kg			kg			kg			kg			kg			kg
	又は																		
	産卵床造成	18	18	箇所			箇所	1	1	箇所	2	2	箇所	2	2	箇所			箇所
		108	108	m^2			m^2	240	240	m^2	60	60	m^2	140	140	m^2			m^2
	（換算放流数）			尾			尾	8,640	8,640	尾	2,160	2,160	尾	5,040	5,040	尾			尾
				kg			kg	864	864	kg	216	216	kg	50.4	50.4	kg			kg
うなぎ	種苗放流	3,000	12,500	尾			尾	7,000	1,000	尾			尾			尾			尾
		60	250	kg			kg	7	10	kg			kg			kg			kg
わかさぎ	発眼卵放流			億粒			億粒			億粒			億粒	3	5	億粒			億粒
オオクチバス	種苗放流			尾			尾			尾			尾	2,436		尾			尾
				kg			kg			kg			kg	1,705		kg			kg
	又は																		
	産卵床造成			箇所			箇所			箇所			箇所	20	20	箇所			箇所
				m^2			m^2			m^2			m^2	7.2	7.2	m^2			m^2
てながえび	種苗放流	10,000	60,000	尾			尾			尾			尾			尾			尾
		20	20	kg			kg			kg			kg			kg			kg

別紙３

漁業法第73条第２項第１号に規定する適切かつ有効の判断に関するチェックシート

	漁業権者	相模川漁連	酒匂川漁協	早川河川漁協	芦之湖漁協	湯河原観光漁協
	漁業権番号	内共第１号、２号	内共第３号	内共第４号	内共第５号	内共第６号
1	資源管理の状況等の報告					
(1)	法第90条第１項に基づく資源管理の状況等の報告を行っている	○	○	○	○	○
(2)	前回の資源管理の状況等の報告以降の期間の資源管理の状況等の報告事項のうち必要な事項について報告を行っている。					
2	適切の判断基準					
(1)	漁業関係法令を遵守している	○	○	○	○	○
(2)	法第72条に規定する「免許についての適格性」を有している	○	○	○	○	○
(3)	漁具の使用・設置状況や薬品の使用状況が適切である	○	○	○	○	○
(4)	漁場紛争が起きていない又は漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいる	○	○	○	○	○
(5)	資源管理を適切に実施している	○	○	○	○	○
(6)	漁場改善計画に基づく取組が行われている(区画漁業権の場合)					
(7)	漁具や養殖施設を放置するなどして他者の漁業生産活動を妨げていない	○	○	○	○	○
(8)	通常の漁業活動では想定されない爆発物その他危険を及ぼすと認められるものを使用していない	○	○	○	○	○
(9)	過密養殖や過剰給餌等により漁場環境を悪化させる状況を過度に発生させていない	○	○	○	○	○
(10)	漁場環境に影響を与えるような有害物質を流出させていない	○	○	○	○	○
(11)	甚大な被害が想定される場合には、魚類防疫の観点から適切な対応がなされている	○	○	○	○	○
(12)	その他					
3	有効の判断基準					
(1)	操業や養殖が可能な期間を相当程度利用している	○	○	○	○	○
(2)	養殖密度が周囲の漁場と同程度である、あるいは飼育状態を合理的に説明できる（区画漁業権の場合）					
(3)	漁場の全てを利用している	台風により利用できない漁場があるが、改善のための検討を行っている。	台風により利用できない漁場があるが、改善のための検討を行っている。	○	○	○
(4)	漁場を持続的に利用できるよう、生産量等の項目を含む事業計画書等に基づき自らの事業を評価し、計画的に漁業の生産活動を行っている	○	○	○	○	○
4	評価	適	適	適	適	適